

第 19 章 出来高賃金

【P75～78 8 行】

時間賃金が、労働力の価値または価格の転嫁形態であるように、出来高賃金は、時間賃金の転嫁形態にほかならない。

一見、出来高賃金にあっては、すでに生産物に対象化された労働であるかのように見え、生産者の作業能力によって規定されるかのように見える。

ロンドンの植字工は、通例は出来高賃金で作業し、時間賃金は例外である。

地方の植字工は反対に、時間賃金が通例で出来高賃金は例外である。

船大工は、ロンドン港では出来高賃金で支払われ、他の全てのイギリス諸港では、時間賃金で支払われる。

ロンドンの馬具製造上で、同じ作業に対してフランス人には出来高賃金、イギリス人には時間賃金で支払われることがしばしばある。

一般的には出来高賃金が主として行われている工場でも、時間賃金が支払われるものがある。

労働賃金の支払いにおける形態的差異は、一形態が他の形態よりも、資本主義的生産の発展にとって好都合だということはあっても、労働賃金の本質を変えるものではない。

通常の労働日は一二時間で、そのうち六時間が支払われ、六時間が支払われないものとする。

その価値生産物は六シリング、したがって、一労働時間に支払われる額は六ペンスであるとする。

平均程度の強度と熟練をもって労働する労働者は、十二時間に、二四個を生産する。

この場合、この二四個の価値は、六シリングであって、各一個の価値は三ペンスである。

労働者は一個につき一ペンス半を受取り、したがって、十二時間に三シリングを得る。

二個の商品は、それに費やされた生産手段の価値を引き去れば、一労働時間の生産物として六ペンスの価値の価値があるのに、労働者は、それに対して三ペンスという価格を受け取る。

出来高賃金は、各一個の価値を生産にかかる時間でなく、労働によって生産される個数によって量るのである。

労働時間そのものの価格は、結局は、日労働の価値＝労働力の日価値という方程式によって規定されている。

ゆえに出来高賃金は時間賃金の一転化形態にすぎない。

【P78 後7行～80 6行】

出来高賃金の特性。

労働の質は、製品自体によって規制されている。出来高価格が完全に支払われるためには、製品は平均的な品質を備えねばならない。

出来高賃金は、前もって規定され経験的に確定された商品量に体化される労働時間のみが、社会的に必要労働時間と見なされ、またかかるものとして支払われる。ロンドンの比較的大きい裁縫工場では、たとえば一着のチョッキなどが一時間、半時間等と呼ばれ、一時間は六ペンスとされる。

ロンドンの家具製造場などでも同様であり、労働者が平均的作業能力を持たず、一定の最小限の一日仕事を供給しえないならば、彼は解雇される。

出来高賃金は、一方では資本家と賃金労働者とのあいだに寄生者が介在することを、すなわち仕事の下請を容易にする。もっぱら介入者の利得は、資本家が支払う労働価格と、そのうちから介入者が現実に労働者に与える価格部分との差額から生ずる。イギリスではこの制度を特徴づけて苦汗制度と読んでいる。

※苦汗制度

長時間低賃金できわめて悪い環境の下に労働者を酷使する制度。19世紀半ば英国で婦人・幼少年・未熟練労働者を酷使する使用者を **sweater**（汗を絞り出させる人）と呼んだことに由来。零細工業，家内工業，単純工業に多くみられる。

※出来高賃金は、製品検査を通じて、監督なしでも労働の質を制御できるという特徴をもつ。この点が、近代的家内労働、内職などで出来高賃金が支配的となっている最大の要因である。

【P80 後3行～P83 2行】

出来高賃金が一定しているばあいには、一定時間の平均的な生産量以上の生産をすることは、個人的利益につながるが、このことが資本家には強度の標準程度を高めることを容易にする。

出来高賃金の場合には、労働時間の価格は、一定の生産量によって量定されているとはいえ、労働者の個人的差異（一人は時間内に最小量、一人は平均量、一人は平均量以上を供給）によって異なる。

作業場全体では、個人的差異は相殺され、一定の労働時間内に平均的生産物を供給し、支払われる総賃金は、その産業部門の平均賃金である。

個々の労働者の個別的賃金は、彼によって個別的に供給される剰余価値が対応するのであるから、労働賃金と剰余価値との比率は変化しない。しかし、労働者の個性、他面では労働者間の競争を発展させる傾向がある。それゆえ出来高賃金は、個別的労働賃金を平均水準以上に高めるとともに、この水準そのものを低下させる。

※出来高給は、出来高と賃金収入が直接に対応する仕組みをもっているので、時間賃金と比べて、労働意欲を刺激し、労働能率を高める効果大きい。しかし、実際には、労働能率のレベルが全体的にアップし、標準出来高が増大してくれば、それに対応して標準出来高がより高く設定し直されたり、賃率が引き下げられたりする傾向があり、労働者の賃金収入が出来高の増大といつでも対応するわけではない。

※同様に労働日を延長することも、日賃金また週賃金が増大することから彼の個人的利益が増大するが、時間賃金の場合に述べられたように、労働時間の延長は、より多くの収入を得たいとする労働者の欲望とは逆に、労働の供給を増大させ、その結果、標準作業量の労働の価格を押し下げる。

【P84～P87 10行】

出来高賃金は、資本主義的生産様式に最もふさわしい労働賃金の形態であることがわかる。

大工業時代、ことに1897年から1815年、労働時間の延長と労働時間の引き下げのために役立っている。

当時における労働賃金の運動に関する極めて重要な材料は、『穀物条例関係制限に関する特別委員会の報告及び証拠』および『穀物の生育、取引、消費状態及び全関係条例に関する上院委員会報告』に見いだされる。労働価格の継続的低下に対する文書的証明である。

労働の生産性の変動とともに、同じ生産物量が表示する労働時間も変動する。したがって出来高賃金も変動する。

同じ時間で生産される個数が増加する＝一個を生産するための労働時間が減少するのと同じ割合で、出来高賃金が引き下げられる。

出来高賃金の変動は、資本家と労働者とのあいだに不断の闘争を呼び起こす。※マルクスは「出来高賃金は資本主義的生産様式に最もふさわしい労賃形態だということがわかる」と述べていますが、時間賃金の方がより基本的形態のように思えるが、どうしてそのように言えるのか。出来高賃金は労働力の搾取を最も強める形態であること、そこでは労働者間の個人的差が出るため私的利益を追求する個人としての側面が強く現われること、さらに当時工場法の適用を受ける工場では出来高賃金が通例であったという事実（工場の労働者の5分の4が出来高払であったとの工場監督官の報告）、こうしたことから、このように評価されているのではないかと思われる。

ただマルクスの時代とは違って、現代の資本主義では出来高賃金は必ずしも優勢ではない。理由として、その後の技術革新による生産条件の変化にこの賃金形態が必ずしも適合しなくなっていること、労働者の闘いにより法的規制の強化が

図られたことが挙げられる。法的規制については、日本の場合、労基法第27条で「出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない」と規定している。この保障されるべき「一定額の賃金」とは諸手当を除く平均賃金の6割程度である。ただ、完全出来高制は職種が限られているとはいえ、成果主義の名のもとに出来高的要素を賃金に盛り込む傾向が強まっており、その中で労働者間の競争と分断が生まれている。

労働の生産性と出来高賃金との関係も重要であり、労働の生産性も出来高賃金に影響を及ぼす。生産性が増大すると1個当たりの出来高賃金（出来高賃金率）が引き下げられる。機械の導入・改良にともなう出来高賃金率の引き下げは、資本家と労働者の対立の火種となりうるが、現代では労働組合の活動が著しく制限される中で労働争議を通じて要求を通そうとする活動が減ってきている。

以上。